

仕 様 書

件名：令和8年度大型複合機2式の保守

1 保守体制

- (1) 保守は、津軽土地改良建設事務所が指定する大型複合機2式に係る保守体制が整備されていること。
- (2) 複合機が常時適切な状態で使用できるよう、消耗品（純正品に限る）の供給及び修理等を行うこと。
- (3) 保守に係る連絡を受けたときは、迅速に対応すること。

2 契約期間

- ① 契約締結の日から令和9年3月31日まで（下記No.1）
- ② 契約締結の日から令和8年12月31日まで（下記No.2）

3 設置場所及び使用予定カウント

No.	機種	機械番号	設置場所及び※使用予定カウント
1	MPCW2201SP (RICOH)	110430	〒037-0305 青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山225-1 東北農政局津軽土地改良建設事務所 津軽北部二期農業水利事業建設所 モノクロ：40カウント／月 カラー：20カウント／月
2	MPCW2201SP (RICOH)	110057	〒037-0004 青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10 東北農政局津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所 モノクロ：10カウント／月 カラー：30カウント／月

※上記使用予定カウントは見込みであり、最低数を保証するものではない。

4 保守料金

- (1) 用紙代を除く、保守に係る全ての料金を含むカウンター方式とする。
- (2) テスト出力及び不良出力については、実数による控除もしくは月間使用カウントに対する控除率とする。
- (3) 印刷別カウント数
 - ① A4、A3、B4・・・1カウント／枚
 - ② A2、B3・・・2カウント／枚
 - ③ A1、B2・・・3カウント／枚
 - ④ A0、B1・・・5カウント／枚

5 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- ① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ② 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ① エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ② 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものとの調達に努めること。
- ③ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- ④ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。